

第二部 国際法の形成 条約法

留保

条約法条約成立までの経緯

国際連盟 留保は全当事国が受諾する場合のみ有効

汎米連合 一国でも留保を受諾すれば、受諾国との関係で条約関係成立

ジェノサイド条約留保事件 判例 81

条約法条約の制度

ジェノサイド条約留保事件との差異

19条 留保の表明

20条 受諾・異議

4項(a) 受諾した国との関係 条約関係成立

(b) 異議を申し立てた国との関係

5項 異議申立に期限

21条 留保・異議の効果

1項「成立した留保」

2項 留保を付していない国相互間には関係なし

3項 異議申立国との関係

問題点 全く不可解な制度

両立性原則 20条で言及なし

現実には両立性の基準には意味がない？

- ・締約国間で両立性に関する判断が分かれた場合の手当がない

対抗可能性学派 許容性学派 判例 p. 344

- ・21条3項と両立性原則との矛盾

- ・黙っていれば受諾が成立してしまう 20条5項

人権条約の特殊性？

自由権規約人権委員会一般的意見 24 資料 安藤

両立性判断機関は存在するか

自由権規約人権委員会の立場

条約法条約のシステムは人権条約には不適切

両立性の判断権は「必然的に」委員会に属する

英・仏・米の強烈的な批判